

議第九十六号

関ヶ原古戦場ビクターセンター建築工事の請負契約の変更の専決処分の承認について

令和二年五月二十八日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

関ヶ原古戦場ビクターセンター建築工事の請負契約（平成三十年十月議第一百十八号議決）中「二、二二四、八〇〇、〇〇〇円」を「二、二二九、七九二、九〇〇円」に変更するものとする。